

## 「三重県多文化共生推進計画（中間案）」にかかるパブリックコメントでいただいた主なご意見と県の考え方

### 対応区分

- ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。
- ③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④反映または参考にさせていただくことが難しいもの。  
（県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）
- ⑤その他（①～④に該当しないもの）

### いただいたご意見の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。

番号	該当箇所	頁	ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
1	全般		必要な支援をスムーズにおこなうためには、各担当部署で横断的に課題を共有し、施策を検討していくことが必要である。そのためのしくみづくりについても明記してはどうか。たとえば、発達障がいにかかわっては『小中学校教育課、高校教育課、特別支援課、子ども福祉・虐待対策課、ダイバーシティ社会推進課』等、日本語指導にかかわっては『子どもの育ち支援課、小中学校教育課、高校教育課、特別教育支援課、生徒指導課、ダイバーシティ社会推進課』等。	②	多文化共生に関する施策は、様々な部局で横断的に課題を共有し、解決していく必要があります。そのため、P36の庁内調整会議を定期的で開催し、関係部局と緊密に連携しながら、取組を進めていくこととしています。
2	IV施策の展開 2 基本施策	(2) 外国人住民の安全・安心な生活環境づくり ②相談体制の充実 P25～ P26	「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において、外国人住民の生活全般にわたる相談を多言語で一元的に受け付けます。外国人住民の増加に伴い相談件数も増加しており、相談内容も多方面にわたってきていることから、相談員の資質向上や、庁内各部局及び関係機関と連携した対応の強化など、相談体制の更なる充実に取り組みます。 との記述にとどまらず「必要に応じた増員、配置時間の拡充」などについても積極的に記述するべきである。	③	みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）については、今後も相談の件数や内容を注視しながら、必要に応じて相談員の増員や開設時間の拡充などの検討を行い、相談体制の充実を図っていきます。



番号	該当箇所	頁	ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
6	IV施策の展開 2基本施策	(2)外国人住民の安全・安心な生活環境づくり ④生活支援の充実 ◆教育分野での支援	P27 「県立高校」への支援が記述されているが、「県立学校(特別支援学校・夜間中学(2025.4開校予定))」も併記すべき。	①	ご意見をふまえ、県立夜間中学における「就職実現コーディネーター」および県立特別支援学校における「キャリア教育サポーター」等を追記します。 また、令和7年4月開校予定の県立夜間中学においても、「就職実現コーディネーター」を配置することから「県立夜間中学」の記述を追記します。
7	IV施策の展開 2基本施策	(2)外国人住民の安全・安心な生活環境づくり ④生活支援の充実 ◆労働分野での支援	P27 「外国人労働者が安心して就労できる職場環境づくりを進めるため、企業等に労働環境整備の啓発を行うなど、外国人労働者の受入体制を整備します。」ではなく、「企業等に労働環境整備の啓発を行い、外国人労働者の受入体制を整備することで、外国人労働者が安心して就労できる職場環境づくりを進める」と、手段と目的を入れ替えた文章にしてはどうか。	①	ご意見をふまえ、記述を修正します。  外国人労働者の就労支援や職業能力の向上に取り組むとともに、企業等に労働環境整備の啓発を行うなど、外国人労働者の受入体制を整備することで、外国人労働者が安心して就労できる職場環境づくりを進めます。
8	IV施策の展開 2基本施策	(3)外国人住民への日本語教育の推進 ②外国人住民のライフステージや実情に応じた日本語教育の推進 イ日本語の指導が必要な児童生徒の受入れ態勢整備 【主な取組】	P30～P31 ・外国人児童生徒巡回相談員、外国人生徒支援専門員、日本語指導アドバイザー等の派遣や配置について記載があるが、必要に応じた増員や配置時間の充実についてやその人材確保についても言及されてはどうか。  ・「オンラインを活用した日本語指導」の記載があるなら、そのための環境整備の推進や通信費等の学習者負担分への支援についても言及されたい。  ・巡回相談員の派遣やJSLカリキュラムを活用した授業をさらに充実するためには、人員確保・増員や研修等が必要である。日本語学習や日本語指導を現在のカリキュラムや教職員でおこなうと誤解を招く表現があるため、そのための予算拡充について明記すべきと考える。	②	県内の日本語指導が必要な児童生徒の多言語が進んでいることから、外国人児童生徒巡回相談員については、ニーズを把握しながら増員に努めています。 また、外国人生徒支援専門員、日本語指導アドバイザーを日本語指導が必要な外国人生徒が多い県立高校に配置するとともに、配置校以外にも必要に応じて、オンラインを効果的に活用しながら支援の充実にも努めます。
				②	県内の公立小中学校等においては、各市町において、無線LAN整備や小中学生への一人一台端末の貸与、家庭学習に対応するためのルーターの貸し出し等、学習者の負担に配慮された環境整備が進められています。
				①	ご意見をふまえ、以下のとおり記述を修正します。  外国人が居住する地域が広がってきていることから、受入体制や日本語指導について、県内全域で同様の支援が受けられるよう、国の制度を活用した教員の配置および県単独の非常勤講師等を配置するなど体制を充実させます。  ② なお、研修については、小中学校・市町教委を対象とした外国人児童生徒等検討会議を実施し、外国人児童生徒の日常生活に必要な日本語力や、日本語で学ぶ力を身に着けるための支援に関する研修を実施しています。

番号	該当箇所	頁	ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
9	IV施策の展開 2 基本施策 ③日本語教育推進体制の整備 ア地域日本語教育コーディネーターの地域展開	P32	地域とのつながりを深めるために、地域コーディネーターの役割のさらなる啓発を求める。	③	地域日本語教育コーディネーターについては、これまでの活動や取組をふまえ「紹介チラシ」を作成し、支援内容の「見える化」に取り組んでいます。引き続き、コーディネーターの資質向上に取り組むとともに、コーディネーターの活用について、市町や企業等への周知に努めていきます。
10	IV施策の展開 3 施策の推進に向けて	P34	<p>・「市町を先導するような取組の実施」のみならず、「必要な財政的支援に努める」等の積極的な記述が加筆されることを願いたい。</p> <p>・「三重県国際交流財団」「市町の国際交流協会」「市民活動団体」「教育機関」に対する支援の充実についても加筆されることを願いたい。(助言・情報提供・連携のみならず、人的・財政的な実質支援について)</p>	③	<p>多文化共生に関する施策は、外国人住民が居住する基礎自治体である市町が、地域の特徴に合わせて取組を進めていく必要があります。県は、先導的な取組や先進事例の横展開、ノウハウがない市町への支援などの役割を担っており、市町と県の両輪で進めていく必要があります。今後も引き続き様々な手段で市町を支援し、国に対して財源確保等の要望を継続していきます。</p> <p>多文化共生に係る関係団体については、役割を分担したうえで、それぞれの特徴を最大限活かし、県全体で多文化共生社会の実現に向けて連携しながら取組を進めていく必要があります。今後も引き続き多様な主体と連携して取組を推進し、国に対して財源確保等の要望を継続していきます。</p>